

<氏の変更許可>

1 概要

やむを得ない事情によって、戸籍の氏を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。

やむを得ない事情とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。

なお、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭者又はその配偶者を除く。）で、外国人である父又は母の氏を称する場合にも家庭裁判所の許可が必要です。

※ 離婚に際して婚姻中の氏を選択した方で、旧姓に戻す「氏の変更」を希望する方は、本説明の末尾にある参照 1 をご覧ください。

2 申立人（申立てができる人）

- ・父又は母が外国人である者（15歳未満のときは、その法定代理人が代理します。）
- ・戸籍の筆頭者及びその配偶者

3 申立先

- ・申立人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・申立人の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

（申立人の住所地）	（申立先）
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

申立人の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

※ 国外にお住まいの方が氏の変更を申し立てる場合の申立先については、本説明の末尾にある参照 2 をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・800 円分
- ・連絡用の郵便切手・・80×4枚, 10円×8枚 合計400円分

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)1通
- ・やむを得ない事情を証する資料

※ 同一戸籍内に 15 歳以上の者が記載されている場合には, この者の同意書が必要となります(筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることに伴い, 自分の氏も「〇〇」と変更されることに同意する旨の記載があり, 日付, 署名, 押印をしてある書面を適宜の書式でかまわないので, 作成して添付してもらうことになります。)

※ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては, このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

【郵送提出の場合の宛先】

<本庁管轄のもの>

郵便番号 100-8956

東京都千代田区霞が関1-1-2

東京家庭裁判所 家事事件係

* <立川支部管轄のもの>

郵便番号 190-8589

東京都立川市緑町10-4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。

参照 1 **＜婚姻前の両親の氏に戻る手続きをご希望の方へ＞**

離婚の際に、婚姻中（元の夫または妻）の氏を称する届け出をした方が、両親の氏に戻るためには、「氏の変更許可」という家庭裁判所の許可が必要です。

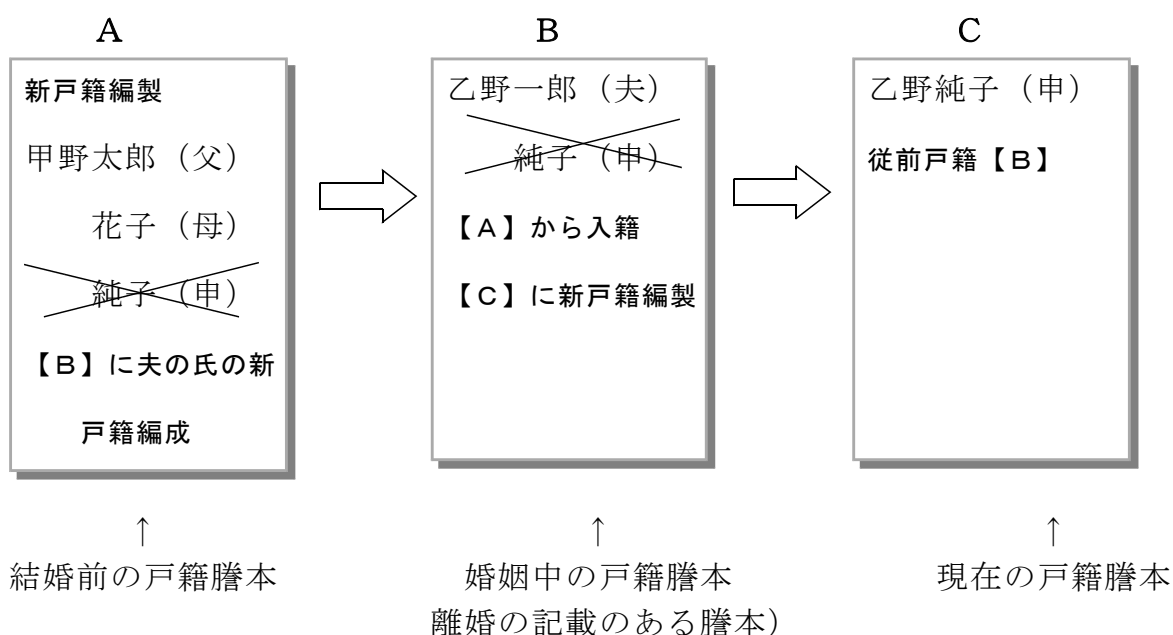
必要な書類

- 1 結婚前の戸籍謄本（親と一緒にの戸籍）
- 2 婚姻中の戸籍謄本
- 3 現在の戸籍謄本
- 4 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

※ 上記 1 ～ 3 の戸籍（除籍、改製原戸籍を含む。）が全て連続している必要があります。結婚離婚が複数回の場合、転籍、戸籍の改製等があった場合は、戸籍が 3 通以上になるのでご注意ください。

※ 連続しているというのは、それぞれの戸籍謄本にどの戸籍から来たかという記載があり、かつ、各戸籍謄本に、申立人の記載があることです。

【イメージ図】



参照2＜国外にお住まいの方が氏の変更を申し立てる場合の管轄裁判所について＞

- 1 従前日本に住んでいて、国外に住まいを移された方については、日本に住まわれていた最後の住所地を管轄する裁判所が担当することになります。
例えば、東京都立川市にお住みになられていた方が、結婚等を機会にアメリカに転居され、現在アメリカにお住まいの場合には、東京家庭裁判所立川支部が担当することになります。
- 2 日本に一度も住まわれたことがない方については、東京家庭裁判所が担当することになります。